

消費税率引上げによる需要変動の平準化に関する
タスクフォース（第1回）

議事次第

〔平成30年4月13日(金)17:30~18:00
合同庁舎8号館8階特別中会議室〕

- 1 開会
- 2 古谷内閣官房副長官補挨拶
- 3 議事
本タスクフォースの設置及び幹事会構成員の指名について
- 4 閉会

〔配付資料〕

- 資料1 消費税率引上げによる需要変動の平準化に関するタスクフォースの開催について
- 資料2 消費税率引上げによる需要変動の平準化に関するタスクフォース幹事会の官職の指定について

【資料1】

消費税率引上げによる需要変動の平準化に関するタスクフォースの開催について

〔平成30年4月13日
内閣官房長官決裁〕

- 1 平成26年の消費税率引上げ時の経験に鑑み、欧州の事例にも学びつつ、消費税率引上げによる駆け込み需要と反動減といった経済の振れをコントロールし、需要変動を平準化するための具体策を検討するため、消費税率引上げによる需要変動の平準化に関するタスクフォース（以下「タスクフォース」という。）を開催する。
- 2 タスクフォースの構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房副長官補（内政担当）
副議長	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）兼内閣府政策統括官（経済財政運営担当）
構成員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
	内閣官房消費税価格転嫁等対策推進室長
	内閣府大臣官房審議官（経済財政運営担当）
	公正取引委員会経済取引局長
	公正取引委員会経済取引局取引部長
	消費者庁次長
	消費者庁審議官
	総務省自治税務局長
	財務省主税局長
	経済産業省経済産業政策局長
中小企業庁次長	
国土交通省総合政策局長	

- 3 タスクフォースは、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
- 4 タスクフォースの庶務は、内閣府の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、タスクフォースの運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

消費税率引き上げによる需要変動の平準化に関する
タスクフォース幹事会の官職の指定について

平成 30 年 4 月 13 日
消費税率引き上げによる需要変動の平準化に関するタスクフォース議長決定

消費税率引き上げによる需要変動の平準化に関するタスクフォースの開催について（平成 30 年 4 月 13 日内閣官房長官決裁）第 3 項の規定に基づき、消費税率引き上げによる需要変動の平準化に関するタスクフォース幹事会の官職を以下のとおり指定する。

- 議長 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 兼 内閣府政策統括官（経済財政運営担当）
副議長 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
構成員 内閣官房消費税価格転嫁等対策推進室長
内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
内閣府大臣官房審議官（経済財政運営担当）
内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付参事官
公正取引委員会官房政策立案総括審議官
公正取引委員会経済取引局取引部長
- ※1 消費者庁審議官
※2 消費者庁審議官
総務省大臣官房審議官（税務担当）
財務省大臣官房審議官（主税局担当）
経済産業省大臣官房審議官（経済産業政策局担当）
中小企業庁事業環境部長
国土交通省大臣官房審議官（総合政策担当）

※1 印は消費者調査課の所掌を、※2 印は表示対策課の所掌を担当する。

(参考)

経済財政諮問会議（第2回、平成30年2月20日開催）
総理締めくくり御発言（抜粋）

第一に、金融政策、物価等に関する集中審議を行いました。

続けて、2020年東京オリンピック・パラリンピック前後の日本経済の運営について議論を行いました。

民間議員からは、消費税率引上げやオリンピック・パラリンピック開催を契機とする需要の変動を乗り越え、安定的な成長軌道に乗せていかなければならないといった御意見を頂きました。

2014年の消費税率引上げ時の経験に鑑み、欧州の事例にも学びつつ、消費税率引上げによる駆け込み需要と反動減といった経済の振れをコントロールし、需要変動を平準化する具体策を政府一丸となって検討する必要があります。関係大臣の御協力をお願いします。